

令和8年度専門技術研究会補助金事業公募要領

公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）は、公益財団法人わかやま産業振興財団補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、専門技術研究会補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びこの要領に定めるところにより、県内の様々な産業分野における専門技術の動向、専門知識等の普及と参加企業相互の情報交換等を図るため、大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関（以下「大学等」という。）の研究者又は中小企業者が主宰する研究グループ（以下「研究会」という。）の運営経費の一部を補助する「令和8年度専門技術研究会補助金事業」を公募します。

1 補助対象者

研究会の代表者（研究会を主宰する県内の大学等の研究者若しくは中小企業者又は研究会活動に対する管理監督責任者たる県内の大学等の研究者）とします。

2 研究会の要件

次の（１）から（５）までの要件をすべて満たす研究会とします。

- （１）主催は、県内の大学等の研究者又は県内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- （２）主宰者が中小企業者の場合、１名以上の大学等の研究者が、研究会の役員として参加していること。
- （３）主宰者の支援のもと、専門技術や専門知識に関する情報交換等を行っていること。
- （４）会費を負担する会員が１０名以上であり、これらの会員が所属する県内中小企業が３社以上であること。
- （５）補助対象期間内に３回以上研究会を開催すること。

3 補助対象経費

研究会の運営経費の一部とし、対象となる経費は次のとおりとします。

なお、補助対象経費の支払いに係る振込手数料は、それぞれの経費に含みます。

（１）報償費

講師謝金、専門家謝金

（１時間当たり１万５千円（税込）を超える部分及び研究会の役員及び会員に対する謝金については補助対象外とする。）

（２）旅費

講師旅費、専門家旅費、会員の活動旅費

（３）負担金

会議等参加負担金

（４）需用費

消耗品費、研究用原材料費

資料購入費、資料作成費（必要最小限の図書、参考文献購入及び資料作成に要する経費）

茶菓料（１回につき１人当たり３百円（税込）を超える部分及び懇親会費等食事を目的とする経費は補助対象外とする。）

（５）役務費

通信運搬費、保険料、公設試験研究機関手数料

（６）使用料及び賃借料

会場借上料、会場設営費、研究用機器借上料

4 補助率

補助対象経費の3分の2以内とします。

5 補助限度額

予算の範囲内で、1研究会につき20万円以内とします。
(専門技術研究会補助金交付要綱第5条)

6 補助対象期間

交付決定日(6月下旬予定)から令和9年2月10日(水)まで

7 公募期間

令和8年4月13日(月)～令和8年5月27日(水)午後5時(必着)

※申請を検討されている方は、公募期間内に事前にご相談ください。

8 申請方法

次に掲げる申請書類に必要事項を記入し、財団担当者まで直接持参(土日祝除く)又は郵送にて申請してください。なお、1研究会1申請とします。

- (1) 交付申請書(交付規則別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(交付要綱別記第1号様式)
- (3) 収支予算書(交付要綱別記第2号様式)
- (4) 役員及び会員名簿(交付要綱別記第3号様式)
- (5) 運営規程
- (6) 経費支出規程
- (7) 補助対象経費の積算根拠となる書類(見積書等)の写し

9 審査等

提出された申請書類を審査委員会に諮り、その審査結果をもとに補助金交付の可否及び補助金額を決定し、研究会の代表者に通知します。

10 その他

申請に当たっては、交付要綱、公募要領及び留意事項を参照してください。

11 申請・問い合わせ先

和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部テクノ振興班 担当:太田

電話:073-432-5122 FAX:073-432-3314

E-mail: tk7@yarukiouendan.jp URL: <https://yarukiouendan.or.jp/>